

# 見積書兼請書

契約番号

件名 ..... ほか 点	見積日 令和 年 月 日	契約日 令和 年 月 日
	住所	
	納期 令和 年 月 日	商号
	納入場所	代表者

本書のとおり見積り、決定のときは記載の金額及び条件どおりお請けします。(内訳)

見積合計額 (税抜き) ¥	契約金額 (税込み) ¥
---------------	--------------

品名	規格・品質	単位	数量	単価		金額		消費税及び地方消費税の額		契約金額
				円	銭	円	銭	円	銭	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										

備考

- 1 支払条件 検査合格後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 2 支払遅延利息 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)に定めるところによる。
- 3 納入期限の延長等 納入期限までに完了できないときは、その理由を明らかにして、期間内に期間延長について願出をすること。この場合において、その理由が適当と認められないときは、遅延違約金(契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。))を支払うこと。
- 4 契約の解除 ①納入期限までに履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められた場合、②この契約に関し、談合その他不正行為があったとき、③暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当するときは、この契約を解除されても異議がないこと。
- 5 契約解除に対する違約金 4に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を支払うこと。破産管財人等が解除した場合も同様とみなす。
- 6 賠償金 4の②については、契約を解除されるか否かを問わず、上記5の他に、契約金額の10分の1に相当する賠償金を支払うこと。完了後も同様とする。
- 7 その他 暴力団等から不当介入等を受けたときは、市に報告するとともに、警察に届け出る等、暴力団等排除措置要綱を順守すること。